

様式第 17 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

接続約款変更届出書

令和2年8月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくひがししんばしいちちようめ ほん ごう  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくかぶしがいしや  
ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち け  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和2年9月1日
------	----------

## (SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧										
<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <p>なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">網使用料の適用対象</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則(令和2年8月24日 MKS2008240001470001)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和2年9月1日から実施します。</u></p>	網使用料の適用		網使用料の適用対象	(略)	<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <p>なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u></td> <td style="width: 50%;"> <u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u>  <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p>	網使用料の適用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u>
網使用料の適用											
網使用料の適用対象	(略)										
網使用料の適用											
(1) 網使用料の適用対象	(略)										
(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u>										